

宮崎の本格焼酎プロモーション業務企画提案競技仕様書

1 業務の名称

宮崎の本格焼酎プロモーション業務

2 業務の目的

県では昨年度、首都圏の若者、女性、外国人等に焼酎の魅力や認知度向上を図ることを目的に、「S HOCHU Mix up 2020～みやざき焼酎の未来」と題し、宮崎の本格焼酎の新たな魅力を発信するため焼酎カクテルのイベントを開催した。今年度は、新型コロナウイルス感染症が拡大する中、オンラインの活用など、新しい生活様式に対応した形式で宮崎の本格焼酎プロモーションを展開することで、これまで焼酎に馴染みの薄い消費者に対しても、宮崎の本格焼酎の新たな魅力を発信することで、本格焼酎の認知度・好感度の更なる向上を図る。

3 委託期間

契約締結の日から令和3年3月24日（水）まで

4 委託業務の内容

(1) 著名人等による宮崎の本格焼酎の魅力発信

焼酎カクテルをメインコンテンツとした焼酎の新たな魅力を発信し、焼酎の認知度向上を図るための魅力発信オンラインイベントを実施すること。

オンラインイベントの実施に当たっては、集客力のある芸能人などの著名人を招聘するなどして、これまで焼酎に馴染みの薄い消費者に関心を持ってもらい、宮崎の本格焼酎のファンへ繋げるイベントを企画・運営すること。

なお、費用対効果を高めるため、「世界に発信！宮崎焼酎魅力発信業務」との連動を図ること。

- ① イベント開催日：令和3年3月13日（土）
 - ② イベント会場：オンライン配信会場等
 - ③ 著名人等は以下の条件を満たす者とし、具体的に提案し、展開すること。
 - ・ 知名度が高く、特に女性や若者などに人気があり集客力があること。
 - ・ オンラインの配信等において視聴者を楽しませることができること。
 - ⑤ イベント告知等：ウェブ媒体の活用や著名人等のSNS等を通して、広くイベントの周知を実施し、著名人等のファンもイベントに参加していただく仕掛けを展開すること。
 - ⑥ イベントの参加者に対し、今後の焼酎ファンになっていただくような工夫を行うこと。
- ※ 2名以上を提案し、当日のイベントに参加を依頼すること。
- ※ イベントの様子は当日オンライン配信及び後日動画配信を予定している。

(2) 成果指標の設定および効果検証の実施

- ① 委託業務の目的を達成する上での具体的な評価指標や目標値を設定するとともに、効果検証の手法について提案し、実施すること。

例：オンライン配信閲覧回数、動画再生回数、認知度向上満足度 等

(3) 留意事項

- ① 受託者と県（オールみやざき営業課、その他関係部署）関係者等との連携・協力を十分図ること。
- ② 当予算にイベント等開催に伴うチケット販売収入分は含まない。イベントの実施において、チケット販売を行う場合、チケット販売収入と当予算を合わせて運営経費とすること。
- ③ 各業務の実施において、費用対効果、法令や環境、安全に配慮した提案に努めるものとする。

5 企画提案に当たっての留意点

- (1) 企画提案書には選定した著名人等の選定理由、SNS等のフォロワー数等を明記すること。
- (2) 新型コロナウイルスの状況によりイベント参加の形態等、変更することが想定されること。
- (3) 各業務にかかる調整、撮影、編集、調査、報告等の一切の経費（交通費、宿泊・車両コーディネート費、各種データ費等）は、全て事業費に含むこと。
- (4) 業務上で撮影が必要な場合は、事前に管理者等と調整を行い、撮影及び動画配信の許可を得ること。

6 成果品等の提出

委託締結時に、業務委託契約書に定める令和2年度宮崎の本格焼酎プロモーション業務委託仕様書に基づき、令和3年3月31日（水）までに成果品等の必要書類を提出すること。

7 第三者委託の禁止

受託者は、本業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、本業務を効率的に行う上で、必要と思われる業務については、県の承認を得た上で、業務の一部を委託することができる。

8 著作権の取扱い

(1) 本仕様書により作成された成果品の全ての著作権は、宮崎県に帰属し、本県の許可なくして使用・流用してはならない。また、本県は成果品を自ら使用するために必要な範囲において、随時利用（二次利用）できるものとする。

ただし、受託者が従来から権利を有していた受託者固有の知識、技術、ブランド等に関する権利（以下、「権利留保分」）については、受託者に留保するものとし、この場合、宮崎県は、権利留保分についての当該権利を非独占的に使用できるものとする。

(2) 権利関係の処理

① 素材に含まれる第三者の著作権、肖像権その他全ての権利についての交渉、処理は受託者が行うこととし、その経費は委託料に含むものとする。納品する成果品について、第三者の著作権・肖像権その他の権利（以下「第三者の権利」という。）を侵害することがないように業務を実施するとともに、成果物が第三者の権利を侵害していた場合に生じる問題については、一切の責任を負うこととする。

② 受託者が従前から所有していた素材等を使用する場合も前記のとおりとする。

③ 第三者からの異議申し立て、紛争の提起については、全て受託者の責任と費用負担で対応するものとする。

④ 著作権の取扱いについて、ここに記載のない事項については、県と受託者で協議の上処理することとする。

9 経費

履行までに要する全ての経費を含む。

10 その他

(1) 本事業の実施にあたっては、関係者との連絡・調整を行うこと。

(2) 可能な限り事業の成果の把握に努めること。

(3) 本仕様書に定めのない事項及び調査実施にあたって疑義が生じた場合は、双方協議の上、決定することとする。

(4) 事業内容の詳細については、企画提案競技により委託業者が決定した後、県との協議により変更することがある。

(5) 本業務の実施スケジュール等を明らかにした業務計画書を作成し、県の承認を得ること。

(6) 本事業で得られたデータ等については、県に帰属し、県の許可なくして使用・流用してはならない。

(7) 本事業の制作物及び二次的著作物の著作権は、県に帰属する。